

京都市告示第 565 号

平成 20 年 5 月 14 日付けで認可した前川町協和会について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 1 月 18 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
島田 佳和	樋口 勝也

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区竹田中内畑町 7 1 番地	京都市伏見区竹田中内畑町 6 9 番地

(文化市民局地域自治推進室)